

【住民監査請求の概要】

○請求の要旨

令和 7 年 9 月議会における補助金の支給に係る一般質問に対する総合政策部長の答弁内容が、以下の理由で地方自治法第 242 条第 1 項にいう「財務会計行為又は怠る事実」に該当し、違法・不当なものであるため、所要の措置を講じることを請求する。

- 1 当該補助金交付要綱には、組織の構成要件はなく裁量権の濫用である。
- 2 当該団体規約上の有効な手続きがなされておらず、部長答弁は事実誤認である。
- 3 他団体の補助金について同様の条件を課しておらず、平等の原則に反する。
- 4 実績報告の前に不交付を断定することは財務会計行為を逸脱し怠る事実にあたる。
その結果、当該団体の信用が失墜し、地域活動の停滞を招き、市民の利益が害され、直方市の公益と財務秩序に損害を与えている。

○請求する措置

- 1 当該議会答弁を撤回し、補助金交付要綱に基づいた適正な方針を確立すること。
- 2 当該議会答弁による市民及び関係する団体への誤認訂正措置を講じること。
- 3 今後、規約および要綱を逸脱した答弁や方針決定を行わないこと。